

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・三重県は県税の賦課徴収等に関する事務において税務システムを使用している。
- ・税務システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、システム操作記録の保存、業務端末での電子記録媒体の使用制限等の措置を講じている。
- ・税務部門以外とは接続されない閉鎖したネットワークとしたうえで、ウイルス対策ソフトを導入している。ウイルス対策ソフトはパターンファイルを更新することにより常に最新化している。
- ・税務システムの保守運用を外部に委託しているが、作業内容に関する報告を求めており、個人情報の取り扱い等に関しても契約内容に含めて厳重に取り扱っている。

評価実施機関名

三重県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年6月6日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

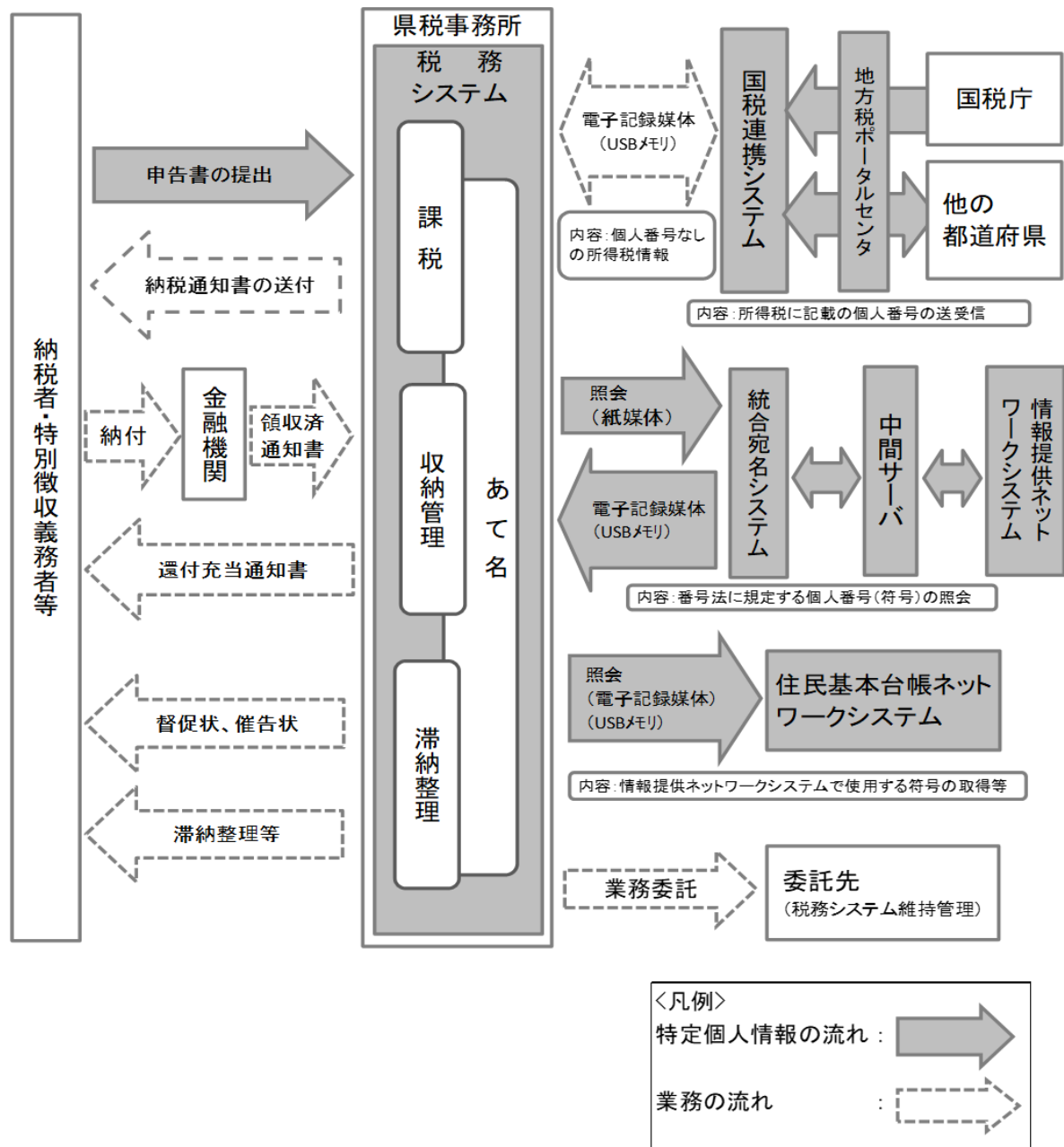
I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税特別税等に関する暫定措置法による地方税特別税の賦課徴収又は地方税特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)</p> <p>・納税者、特別徴収義務者等のあて名情報の特定や突合を行う納税者管理情報 ・納税者、特別徴収義務者等からの申告及び届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、軽油引取税、鉱区税、自動車税環境性能割・種別割) ・課税業務に対応する収納業務 ・滞納者に対する滞納整理業務</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>・税務システムは、地方税法等に基づき、県税の賦課徴収に関する電算処理を行う税務基幹システムで、以下の構成となっている。</p> <p>1. 課税サブシステム 県税の課税、減免等(個人県民税、地方消費税の課税を除く)に関する機能</p> <p>2. 収納管理サブシステム 納付納入された県税の徴収金、還付、充当の管理及び納税証明に関する機能</p> <p>3. 滞納整理サブシステム 滞納となった事案についての督促、催告、処分情報の管理に関する機能</p> <p>4. あて名管理サブシステム 名寄せした納税者の管理に関する機能</p> <p>5. 外部連携 国税連携システム等他のシステム等との連携を電子記録媒体を介して行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データ(以下、「所得税申告書等データ」という。)の送付が国から地方団体へ開始された。</p> <p>・国税庁にe-TAXまたは書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じて送付される。</p> <p>・国税連携システムの主な機能は次のとおりである。</p> <p>1. 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。</p> <p>2. 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>

システム3									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<p>以下、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)の都道府県サーバ部分について記載する。</p> <p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 三重県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 三重県の他の執行機関又は他部署による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性を確認する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム4									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号付番機能 ・新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 ・団体内統合宛名番号、個人番号などの宛名情報を紐付けて管理する機能。</p> <p>2. 中間サーバー連携機能 ・中間サーバーへ団体内統合宛名番号の登録及び符号取得依頼を行う機能。 ・中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 ・中間サーバーへ情報照会及び特定個人情報を提供する機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 (</td> <td>中間サーバー、業務システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、業務システム)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、業務システム)								

3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 番号制度に関する税制上の措置として、税務関係書類(申告書や申請書など)の記載事項に個人番号が追加される。 このため、県税の賦課徴収においても個人番号付きの申告書(データを含む)を受理することとなり、税務システムで特定個人情報を保有することとなる。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号を利用することで個人の特定、名寄せの正確性が向上し、県税の公平・公正な課税及び事務の効率化が図られるとともに行政手続きの簡素化による納税者の利便性向上を図ることができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表の24の項及び133の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県総務部税務企画課
②所属長の役職名	税務企画課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 課税に必要な情報の入手
 - ・申告書等の提出、国税連携システム等から課税情報を入手する。
 - ・必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号、氏名、住所等を照会し、申告書の内容を確認する。
 - ・情報提供ネットワークを利用して税の減免に必要な情報を入手する。
2. 税額の決定と通知
 - ・1により課税額を決定し納税者等に通知が必要な場合は納税通知書を送付する。
3. 県税の納付と還付充当
 - ・納税者等から金融機関等に納付があり、金融機関からの領収済通知書で県に収納する。
 - ・納付額が課税額(減額後等)を超える場合は還付通知書を送付し還付する。
4. 督促と滞納整理
 - ・期限内に納付がない場合は督促状を送付する。
 - ・督促した納税者等から納付がない場合は、催告や滞納整理(処分)を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者、特別徴収義務者等
その必要性	県税の適正かつ公平な賦課徴収のため、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するため 2. 4情報及び連絡先: 賦課決定に際し課税要件を確認するため、納税通知書等の送付先を確認するため、本人への連絡等のため 3. 国税関係情報: 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報: 地方税関係情報により、課税事務又は税の軽減を行うため 5. 障害者福祉関係情報: 障がい者に対する税の減額決定を行うため 6. 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護者に対する税の減額決定を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	三重県総務部税務企画課

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市町行財政課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他都道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワーク、国税連携システム(eLTAX))						
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または本人の代理人から申告等を受ける都度 ・国税、地方税に関する情報の閲覧、記録等が必要な都度 ・国税庁、他自治体から所得税申告書等データ等が送付される都度 ・減免要件の確認が必要な都度 ・個人番号、4情報の確認が必要な都度 						
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・県税の適正かつ公平な賦課徴収のため、必要な範囲の特定個人情報を入手する。 						
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法その他地方税に関する法律及び三重県条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示されている。 						
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・県税の公平・公正な課税、事務の効率化や納税者の利便性向上を実現するため、特定個人情報を使用する。 						
	変更の妥当性	—					
⑦使用の主体	使用部署 ※	三重県総務部税務企画課、税込確保課及び県内の各県税事務所、自動車税事務所					
	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						
⑧使用方法 ※	1. 課税に関する事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して県税の賦課決定を行う。 2. 収納の管理に関する事務 課税の情報、本人確認情報を使用して収納消込、還付充当、納税証明書交付を行う。 3. 滞納整理に関する事務 滞納の情報から、滞納整理、滞納処分を行う。						
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書等内容と税務システム内で保有する納税者情報との突合を行う。 ・税務システム内で保有する納税者情報と国、他の都道府県、市町村から入手した情報との突合を行う。 ・税務システム内で保有する納税者情報と国税連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムから入手した情報との突合を行う。 					
	情報の統計分析 ※	税務システムにおいて保有する情報(調定情報・収納情報等)に基づいて各種集計を行う。 特定個人情報を用いて、特定の個人に係る統計、分析は行わない。					
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報及び障がい者関係情報等により、地方税の賦課、減額決定、滞納処分を行う。 					
⑨使用開始日	平成28年1月4日						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	税務システム維持管理業務	
①委託内容	税務システムの運用、ハードウェア、ソフトウェアの管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税者、特別徴収義務者等	
その妥当性	税務システムの運用を行うため、特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (三重県の執務室内に配置している専用端末を使用する。)	
⑤委託先名の確認方法	三重県公報で公表している。(公報はホームページに掲載している。)	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託する場合は、事前に委託先から提出された書面を確認の上、委託先と同様の義務を負い支障がないと判断した場合、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	税務オンラインシステム維持管理業務の一部

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※	<p><本県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入退室には管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスは専用端末から行っており、IDとパスワード及びICカードとパスワードによる認証が必要となる。 ・USBメモリは執務室内での使用、保管とし、外部へ持ち出ししていない。持ち出す場合は所属長の許可が必要となる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者（※）が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>（※）クラウドサービスとは、インターネット経由でさまざまなサービスを提供する事業です。クラウドサービス事業者は、サーバーやストレージなどのハードウェアを提供しています。</p>													
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[6年以上10年未満]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	<p>地方税法第17条の5の規定に基づき、7年間保管する。ただし、未納の納税者に係る情報については、上記の期間に関わらず保管する必要がある。</p>												
③消去方法	<p><本県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システム内のデータについては、委託業者に対し、連絡票により削除を依頼し、削除作業後、連絡票による報告で確認する。 ・申告書等の紙媒体については保管期間が経過したものについてシュレッダー処理している。 ・USBメモリは処理後にデータを削除し、使用データを残さない。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりハードウェアを交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているハードウェアを物理的破壊により完全に消去する。</p>													
7. 備考														

・課税情報

業種コード,従たる業種コード1,従たる業種コード2,兼業コード,青白区分コード,有失区分コード,減額理由コード,中途開廃業区分コード,分割区分コード,事業月数,対象調定通番,対象調定事由,国税申告区分コード,国税申告年月日,事業専従者数,事業税専従者控除額,所得税専従者控除額,青色申告控除額,青色申告控除後所得額,所得税所得営業,所得税所得他事業,所得税所得不動産,所得額第1種,所得額第2種,所得額第3種,所得額第3種助産婦等,事業主控除額,損失繰越控除額,被災事業損失繰越控除額,譲渡損失控除額,譲渡損失繰越控除額,海外市場開拓準備等区分コード,海外市場準備金,非課税所得コード,非課税所得額,分割総人数,分割本県人数,課税標準額第1種,課税標準額第2種,課税標準額第3種,課税標準額第3種助産婦等,税額第1種,税額第2種,税額第3種,税額第3種助産婦等,減免課税免除コード,減免課税免除額,前回算出税額,前回期別税額,今回算出税額,今回期別税額

・納税者賦課情報

所得年,連携番号,個人番号,局署番号,所得税番号,利用者識別番号,氏名名称カナ,氏名名称漢字,郵便番号1,郵便番号2,電話番号,住所所在地漢字,屋号漢字,生年月日,国税業種名,青白区分コード,有失区分コード,収入金情報営業,収入金情報農業,収入金情報不動産,所得税所得営業,所得税所得農業,所得税所得不動産,所得税総合譲渡一時,所得税専従者控除額,事業税専従者控除額,青色申告控除額,損失繰越控除額,事業主控除額,所得額第1種,所得額第2種,所得額第3種,所得額第3種パーセント,ファイル種別,登録年月日,ページ番号,台帳番号,バッチ番号,受付番号,確定申告書区分,団体確認用コード,控除有無フラグ,課税所得振分フラグ,納税者処理フラグ,賦課情報処理フラグ,ファイル名

<不動産取得税>

・取得者マスタ

取得区分,取得者区分,現況取得者区分,別調定区分,持分分子,持分分母,登録年月日,共有通知区分,県評価分市町村通知書送付区分,同人寄せチェック区分,中間登記送付区分,お知らせ通知書送付区分,代表取得者番号,資料収集用備考,調定トラン件数,調定ワーク件数,調定計算済フラグ,登録区分

・課税情報

調定取消フラグ,全部減額済フラグ,申告書要提出,入力区分,税率1,税率2,取得分評価額1,取得分評価額2,取得分評価額計,免税点未満額1,免税点未満額2,免税点未満額計,既控除額合計1,既控除額合計2,既控除額総合計,今回控除額合計1,今回控除額合計2,今回控除額総合計,住宅控除事由,既住宅控除額,今回住宅控除額,課税標準額1,課税標準額2,課税標準額計,算出税額1,算出税額2,算出税額計,既税額減額,今回税額減額,確定税額,差引税額,申告書提出住宅控除額,申告書提出標準額,申告書提出税額,控除減額事由1,控除額1-1,控除額1-2,控除税額減額1,控除減額事由2,控除額2-1,控除額2-2,控除税額減額2,控除減額事由3,控除額3-1,控除額3-2,控除税額減額3,控除減額事由4,控除額4-1,控除額4-2,控除税額減額4,事前減額フラグ,事前減額額,減額申請年月日,不動産徴収猶予事由1,不動産徴収猶予事由2,徴収猶予申請年月日,徴収猶予期間開始,徴収猶予期間終了,徴収猶予延長申請日,徴収猶予延長期間,徴収猶予決議日,当初徴収猶予承認税額,事由完了予定日,徴収猶予取消事由,徴収猶予取消年月日,徴収猶予取消税額,徴収猶予取消税額合計,徴収猶予用備考,現在徴収猶予額1,現在徴収猶予額2,現在徴収猶予額計,現在取消徴収猶予額,贈与者郵便番号1,贈与者郵便番号2,贈与者都道府県コード,贈与者市町村コード,贈与者町字コード,贈与者丁目コード,贈与者番地漢字,贈与者方書漢字,共同住宅専有面積1,共同住宅共有面積1,共同住宅区分1,共同住宅区画数1,共同住宅専有面積2,共同住宅共有面積2,共同住宅区分2,共同住宅区画数2,共同住宅専有面積3,共同住宅共有面積3,共同住宅区分3,共同住宅区画数3,共同住宅専有面積4,共同住宅共有面積4,共同住宅区分4,共同住宅区画数4,共同住宅専有面積5,共同住宅共有面積5,共同住宅区分5,共同住宅区画数5,共同住宅専有面積6,共同住宅共有面積6,共同住宅区分6,共同住宅区画数6,共同住宅専有面積7,共同住宅共有面積7,共同住宅区分7,共同住宅区画数7,共同住宅専有面積8,共同住宅共有面積8,共同住宅区分8,共同住宅区画数8,共同住宅専有面積9,共同住宅共有面積9,共同住宅区分9,共同住宅区画数9,共同住宅専有面積10,共同住宅共有面積10,共同住宅区分10,共同住宅区画数10,共同住宅専有部分面積合計,共同住宅共有部分面積合計,住宅面積合計,住宅以外面積合計

<県たばこ税>

・納税者マスタ

代表者名,特定販売業者許可日,特定販売業者取消日,卸売販売業者許可日,卸売販売業者取消日,小売販売業者許可日,小売販売業者取消日,特例適用フラグ,申請年月日,異動年月日,備考

・課税情報

申告年月日,更正請求年月日,更正決定事由,通知年月日,旧3級品以外課税標準数量,旧3級品以外税額累計,旧3級品以外税額,旧3級品以外課税免除本数,旧3級品以外課税免除税額,旧3級品以外返還控除本数,旧3級品以外返還控除金額,旧3級品課税標準数量,旧3級品税額,旧3級品税額累計,旧3級品課税免除本数,旧3級品課税免除税額,旧3級品返還控除本数,旧3級品返還控除金額,過少申告割合,過少申告対象税額,過少申告税額,不申告割合,不申告対象税額,不申告税額,重加算金割合,重加算金対象税額,重加算金税額,強制修正フラグ

<軽油引取税>

・納税者マスタ

事業者番号,申請年月日,登録事由,業者区分,代表者名,課税地組織区分,課税地表示位置区分,課税地漢字名称,課税地代表者,課税地郵便番号1,課税地郵便番号2,課税地住所都道府県コード,課税地住所市町村コード,課税地住所町字コード,課税地住所丁目コード,課税地番地,課税地方書,課税地電話番号,その他組織区分,その他表示位置区分,その他漢字名称,その他代表者,その他郵便番号1,その他郵便番号2,その他住所都道府県コード,その他住所市町村コード,その他住所町字コード,その他住所丁目コード,その他番地,その他方書,その他電話番号,送付先コード,申告書印字フラグ,申告書一部印字フラグ,納付申告フラグ,事業所数,開始年月日,変更年月日,廃止年月日,休業期間開始日,休業期間終了日,消除事由コード,指定県コード,指定年月日,取消年月日,取消事由コード,元売名称,備考,旧登録事由コード

・課税情報

更正決定事由,申告年月日,更正請求年月日,通知年月日,納入数量,納入課税対象外01,納入課税対象外02,納入課税対象外03,納入免税証,納入合衆国等,納入課税対象外計,納入差引計,納入欠減率,納入欠減量,納入再差引計,納入税率,納入税額,納付特約等販売数量,納付特約等控除分,納付特約等差引計,納付販売業者販売数量,納付販売業者控除分,納付販売業者差引計,納付自動車消費数量,納付自動車控除分,納付自動車差引計,納付消滅所有数量,納付消滅控除分,納付消滅差引計,納付自己消費消費数量,納付自己消費控除分,納付自己消費差引計,納付譲渡数量,納付用途外消費数量,納付製造消費譲渡数量,納付製造控除分,納付製造差引計,納付輸入数量,納付合計数量,納付税率,納付税額,普通徴収数量,普通徴収税率,普通徴収税額,徴収猶予申告額,徴収猶予徴収済税額,徴収猶予未納税額,徴収猶予申請額,徴収猶予承認額,徴収猶予申請期間開始,徴収猶予申請期間終了,徴収猶予猶予期間開始,徴収猶予猶予期間終了,徴収猶予担保,徴収猶予承認年月日,過少申告割合,過少申告対象税額,過少申告税額,不申告割合,不申告対象税額,不申告税額,重加算金割合,重加算金対象税額,重加算金税額,申告区分大分類1,申告区分大分類2,調定額累計,登録年月日,変更年月日,強制修正フラグ

・軽油使用者マスタ

使用者番号,県税事務所コード,業種区分,検索用カナキー,検索用漢字キー,組織区分コード,表示位置コード,氏名名称カナ,氏名名称漢字,代表者名,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,電話番号,使用者備考

<自動車税環境性能割・種別割>

・納税者マスタ

登録番号,納税義務者コード,所有形態コード,口座振替フラグ,口座振替納付委託フラグ,口座振替金融機関コード,口座振替支店コード,口座振替預金種別,口座振替口座番号,口座振替口座名義,還付口座振替フラグ,一括納付判定フラグ,市町村県税コード,障害者氏名,運転者氏名,障害区分コード,障害程度,減免受付番号,減免受付年月日,減免入力備考,現況報告対象年度,現況報告書整理番号,現況報告書発行フラグ,現況報告書発行回数,現況報告書回答フラグ,現況調査区分コード,身障減免取消理由コード,減免取消通知書発行フラグ,作成区分コード,登録区分コード,登録年月日,随時課税対象年月日,職権抹消フラグ,入力県税事務所コード

・課税情報

登録番号,車両番号,車両番号通番,作成年月日,自税課税区分コード,減額事由コード,作成区分コード,登録区分コード,登録年月日,随時課税対象年月日,増額月割月数,減額月割月数,減額対象年税額,減額月割課税額,取消減額調定フラグ,取消減額事由コード,口座振替フラグ,口座振替納付委託フラグ,一括納付判定フラグ,予納区分コード,更正決定区分コード,更正年月日,車検有効期限,徴収区分コード,証紙未納フラグ,現年課税保留額,課税保留区分コード,課税保留処理年月日,課税保留適用開始年月日,課税保留適用終了年月日,年割月割コード,申告一受付年月日,申告一申告書番号,申告一登録番号通番,申告一申告区分コード,申告一申告年月日,申告一当初申告年月日,申告一当初通番,申告一当初申告区分コード,申告一自動車税年税率,申告一自動車税月割月数,申告一自動車税納付税額,申告一取得税課税標準額,申告一取得税税率コード,申告一取得税納付税額,自動車税標準税率,自動車税年税率,自動車税月割月数,自動車税年税額,自動車税現年当初標準調定額,取得税課税区分コード,取得税課税標準額,取得税税率コード,取得税税率,取得税納付税額,自軽区分コード,自営区分コード,税率判定ナンバー,グリーン化特例コード,低燃費区分コード,車種区分コード,新中区分コード,車名,車台番号,燃料コード,排出ガス適合コード,所有者コード,後日修正先履歴通番,市町村県税コード,過少申告加算金対象税額,過少申告加算金割合,不申告加算金対象税額,不申告加算金割合,重加算金対象税額,重加算金割合,定期課税あて名番号,取得税軽減措置コード,申告一取得税軽減措置コード,中古車特例,バリアフリーASV特例,申告一中古車特例,申告一バリアフリーASV特例,OSS受付番号,OSS受付番号通番,当初OSS受付番号,当初OSS受付番号通番

・申告書情報

受付年月日,申告書番号,マッチング年月日,証紙収納計器日計一X,証紙収納計器日計一9,登録番号,登録番号通番,申告区分コード一X,取得原因コード一X,課税区分自動車税コード一X,課税区分取得税コード一X,申告書旧登録番号,申告年月日一X,申告年月日一9,初度登録年月一X,初度登録年月一9,用途コード一X,種別コード一X,自営区分コード一X,燃料種類コード一X,取得前用途コード一X,所有形態コード一X,車両本体額一X,車両本体額一9,付加物額一X,付加物額一9,低燃費区分コード一X,低公害車区分コード一X,取得税課税標準額一X,取得税課税標準額一9,取得税税率一X,取得税税率一9,取得税納付税額一X,取得税納付税額一9,取得税税率コード,取得税課税区分コード一X,新中区分コード一X,当初申告年月日,当初通番,日計一致一取得税納付税額,OCRフラグ,項目エラーフラグ,日計チェック済フラグ,エラーカードNO,マッチングエラーフラグ,日計一致後削除フラグ,取得税軽減措置コード一X,中古車特例一X,バリアフリーASV特例一X,市町村コード一X

<鉱区税>

・納税者マスタ

鉱業権者異動事由コード,異動年月日,送付先電話番号

<収納管理>

・収納履歴

県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,税目コード,収納履歴通番,収納区分,税区分コード,当初納付額,納付額,領収年月日,日計年月日,金融機関コード,支店コード,会計年度,充当フラグ,消込処理区分,OCRナンバー,収納履歴通番元,支出決議番号,割区分コード

・消込エラーファイル

照会修正番号,消込県税事務所コード,消込納税者番号,消込税目コード,消込期別,消込申告調定事由,消込調定通番,消込収納区分,消込法人県民税税割額納付額,消込法人県民税均等割納付額,消込法人県民税延滞金納付額,消込法人県民税合計,消込本税納付額,消込付加納付額,消込資本納付額,消込収入納付額,消込特別税納付額,消込本税納付額合計,消込延滞金納付額,消込特別税延滞金納付額,消込過少申告加算金納付額,消込特別税過少申告加算金納付額,消込不申告加算金納付額,消込特別税不申告加算金納付額,消込重加算金納付額,消込特別税重加算金納付額,消込納付額小計,納付額合計,消込領収年月日,日計年月日,口座更正県税事務所コード,消込金融機関コード,消込支店コード,調定年度,現繰区分,データ区分,OCRナンバー,消込状態,口座更正日計年月日,県税事務所コードエラー区分,納税者番号エラー区分,税目コードエラー区分,収納区分エラー区分,期別事業年度エラー区分,申告調定事由コードエラー区分,調定通番エラー区分,法人県民税税割額エラー区分,法人県民税均等割エラー区分,法人県民税延滞金エラー区分,法人県民税合計エラー区分,本税納付額エラー区分,付加納付額エラー区分,資本納付額エラー区分,収入納付額エラー区分,特別税エラー区分,本税納付額合計エラー区分,延滞金エラー区分,特別税延滞金エラー区分,過少申告加算金エラー区分,特別税過少申告加算金エラー区分,不申告加算金エラー区分,特別税不申告加算金エラー区分,重加算金エラー区分,特別税重加算金エラー区分,納付額小計エラー区分,納付額合計エラー区分,領収年月日エラー区分,金融機関コードエラー区分,県民税配当割特徴者番号

<滞納整理>

・滞納整理票

税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,催告状発付年月日,催告状発付対象金額,出頭依頼発付年月日,最終催告発付年月日,差押事前通知発付年月日,催告状発付年月日予備1,整理票出力フラグ,あて名番号,あて名一都道府県コード,あて名一市町村コード,あて名一町大字コード,あて名一丁目小字コード,調定年度,納期限,指定納期限,法人県民税未納額,法人県民税延滞金未納額,本税未納額,延滞金未納額,不申告加算金未納額,過少申告加算金未納額,重加算金未納額,未納額計,法人県民税不納欠損額,法人県民税延滞金不納欠損額,本税不納欠損額,延滞金不納欠損額,不申告加算金不納欠損額,過少申告加算金不納欠損額,重加算金不納欠損額,不納欠損額計,徴収猶予処分種類,猶予期間開始日,猶予期間終了日,抜取番号,督促発付日1,督促発付額1—法人県民税,督促発付額1—法人県民税延滞金,督促発付額1—本税,督促発付額1—延滞金,督促発付額1—過少申告加算金,督促発付額1—不申告加算金,督促発付額1—重加算金,督促発付日2,督促発付額2—法人県民税,督促発付額2—法人県民税延滞金,督促発付額2—本税,督促発付額2—延滞金,督促発付額2—過少申告加算金,督促発付額2—不申告加算金,督促発付額2—重加算金,督促発付時徴収猶予額,調定年月日,分納誓約フラグ,証券受託フラグ,変更前引継先事務所,換価猶予処分種類,延滞金確定入力フラグ,督促入力フラグ,書状保留フラグ

・整理票処分履歴

税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,整理票処分連番,処分番号,整理番号,処分種類,処分決議日,解除決議日,法人県民税未納額,法人県民税延滞金未納額,本税未納額,延滞金未納額,不申告加算金未納額,過少申告加算金未納額,重加算金未納額,未納額計,処分解除時法人県民税未納額,処分解除時法人延滞金未納額,処分解除時本税未納額,処分解除時延滞金未納額,処分解除時不申告加算金未納額,処分解除時過少申告加算金未納額,処分解除時重加算金未納額,処分解除時未納額計,引継先県税事務所コード,嘱託先都道府県コード,徴収猶予額

・市町村調査結果

あて名番号,調査年月日,本籍地一所在地,本籍地一地番,本籍地一方書,外国人登録,勤務先,家族続柄01,家族氏名01,家族生年月日01,家族続柄02,家族氏名02,家族生年月日02,家族続柄03,家族氏名03,家族生年月日03,家族続柄04,家族氏名04,家族生年月日04,家族続柄05,家族氏名05,家族生年月日05,家族続柄06,家族氏名06,家族生年月日06,家族続柄07,家族氏名07,家族生年月日07,メモ欄1,メモ欄2,メモ欄3

・外部委託帳票抜取対象マスタ

税目コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,税区分コード,帳票区分,調定年度,登録番号,抜取区分,抜取入力日

<個人番号マスタ>

番号制度個人番号,番号制度氏名カナ,番号制度氏名漢字,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番号制度住所漢字,生年月日,性別,登録状態コード,変更理由コード,備考1,備考2,備考3,備考4,備考5,履歴件数

<あて名番号対応テーブル>

あて名番号,履歴通番,番号制度個人番号,変更年月日

<アクセスログ>

現在日時,業務番号,ユーザ事務所コード,ユーザID,端末名,イベントコード,ログレコード区分,データ長,メッセージコード,エラーメッセージコード,データ照会日,データ照会時間,ユーザ権限,オンライン運用日,渡り先業務番号,帳票ID,作成帳票データ数,固有領域

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1. 本人または本人代理人からの入手 地方税法等に基づいて対象者本人が提出する申告書等は、納税者本人が記載するものであり、基本的に当該申告書等から対象者以外の情報は入手できない。</p> <p>2. 他機関からの入手 ・書面等による入手の場合は、他機関国税庁または他自治体から提供を受ける情報は、法令等で定める場合以外の入手は行わない。 ・国税連携システムによる入手の場合は、他機関から送信される情報以外は入手できない。なお、入手した情報のうち、課税権を有しない者の所得税申告書等については、速やかに課税権を有する都道府県に回送を行う。 ・住基ネットによる入手の場合は、法律の規定により事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1. 本人または本人代理人からの入手 対象者本人が提出する申告書等は、法令等に規定された様式であることから必要な情報以外は入手できない。また、申告書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、対象者本人以外の情報が記載されていないか確認を行う。</p> <p>2. 他機関からの入手 ・国税連携システムによる入手、住基ネットによる入手の場合は、定められた様式、データ等のため必要な情報以外は入手できない。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 本人または本人代理人からの入手 法令等の規定(手続き・様式等)に基づいて、対象者本人から提出を受ける。</p> <p>2. 他機関からの入手 ・書面等による入手の場合は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をうける。 ・国税連携システムによる入手の場合は、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようシステムで制御する。 ・住基ネットによる入手の場合はシステム専用端末において、IDパスワード及び生体認証により入手可能な職員を制限する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1. 本人または本人の代理人からの入手 ・法令等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認するなどの方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合は、法令等の規定に基づき、戸籍謄本等の提示を受けて代理権を確認するとともに、代理人の個人番号カード、身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認するなどの方法により行う。</p> <p>2. 他機関からの入手 ・特定個人情報の入手元が法令等の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は当該規定が適用されない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1. 本人または本人の代理人からの入手 ・本人から個人番号の提供を受ける場合は、法令等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード等の提示を受けて確認するほか、税務システム等で保有する情報を確認するなどの方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合は、法令等の規定に基づき、本人の個人番号カード(またはその写し)等の提示を受けて確認するほか、税務システム等で保有する情報を確認するなどの方法により行う。</p> <p>2. 他機関からの入手 ・特定個人情報の入手元が法令等の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は当該規定が適用されない。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1. 本人または本人の代理人からの入手 地方税法等に基づいて本県に提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。なお、税務システムでは、申告書等に記載された情報を保有するが、対象者から申告等がある都度、保有する情報(個人番号・4情報等)を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、住基ネットによる確認や対象者への聞き取り等を行い、適宜修正することで情報の正確性を確保する。 2. 他機関からの入手 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられる。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 本人または本人の代理人からの入手 来所して提出する場合窓口で対面にて收受する。また、郵送の場合、記載事項や添付書類に漏れがないよう、十分に確認のうえ送付する旨を本県ホームページ等にて案内する。 2. 他機関からの入手 ・国税連携システムによる入手する場合は、行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手する場合は、システム専用端末においてIDパスワード及び生体認証による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p></p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	税務システムは団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、電子記録媒体で連携するため、団体内統合宛名システムに税務システムからアクセスすることはできない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務システムにおいて、個人番号を含めてシステムで保有する情報は、事務に必要な情報に限定されている。また、税務システムは、他のシステムとネットワーク接続していないため、事務に必要な情報と紐付けされない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・税務システムの利用者(※)ごとに暗証番号を割り当て、システムへログインする際は暗証番号による認証を行う。なお、業務により権限が異なるため利用者ごとにアクセス可能な情報を制限する。 (※)税務企画課・税込確保課・各県税事務所・自動車税事務所の職員及び税務業務支援員、委託先の従事者
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 発効管理 税務システムの暗証番号については、年度ごとに職員及び税務業務支援員分の暗証番号を生成し、県税事務所等の情報セキュリティ管理者が業務ごとのIDと暗証番号を割り当てるとともに税務企画課への結果報告を行っている。年度の途中で暗証番号を割り当てるときは生成済で未使用の暗証番号を使用する。 2. 失効管理 ・税務システムの暗証番号について、年度末に当該年度使用していた全暗証番号の失効処理を行う。また、年度途中で不要となった暗証番号について、その都度失効処理を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	税務システムの暗証番号について必ずシステム利用者ごとに割り当てる。また、税務企画課では県税事務所等のセキュリティ管理者からの報告に基づいて、管理表等により暗証番号を管理している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	税務システムにおいて保有情報へのアクセスログを取得する。アクセスログは、7年間システム内または電子記録媒体に保存する。電子記録媒体はサーバ室等施錠された場所で保管する。
その他の措置の内容	税務システムで使用する端末は専用端末であり、端末にログインする際は、ID、パスワード及びICカードが必要になる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・業務端末では電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。また、電子記録媒体は、県税事務所等が所有する媒体に限定する。 ・職員等への研修や各種会議等において、事務外利用の禁止、情報漏えい防止、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・税務システムの情報セキュリティマニュアルを策定し、使用者に年1回研修を行う。また、三重県電子情報安全対策基準、情報セキュリティ対策基準について周知している。 ・外部記録媒体で特定個人情報ファイルを持ち出すときは事前に記録が残る方法で管理者の許可を受ける。 ・外部記録媒体に記録した特定個人情報ファイルは使用後に削除する。 ・委託先には業務委託契約に規定する個人情報の取扱基準に基づき不適正な利用を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報取扱事務委託基準」を含めた委託契約を締結している。 委託契約では、立ち入り検査等の検査条項を定めた管理措置がとられている。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報取扱事務委託基準」を含めた委託契約を締結している。 委託先から業務従事者の名簿を作成・提出させることにより、委託業務に従事する者を把握する。 再委託を行う場合は、再委託先にも委託先と同様の機密保持の遵守を課す。 維持管理業務の委託先の作業場所は庁舎内の委託元が指定する場所に限定する。 納税通知書の封入封緘業務においては、生体認証管理された場所に限定する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先におけるユーザIDによる利用についても、アクセスログを保存する。 委託先が特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある場合、利用目的、取扱方法、期間等の提示を受け、必要性が認められれば許可するとともに、その記録を残す。 委託先の取扱状況を適宜確認するとともに、委託先から完了報告を受けた際は消去等の確認を行いその記録を残す。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報の取扱いに関する特記事項」により運用する。 委託先が業務により知り得た情報を目的外利用すること及び第三者に提供することを禁止する。なお、契約終了後も同様とする。 委託先からの報告があった場合はその都度確認を行う。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約「仕様書」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」により運用する。 税務システムを利用した特定個人情報ファイルを取り扱う作業を依頼する際は書面にて作業依頼を行う。 委託先は特定個人情報を施錠及び入退室管理が可能な場所に保管する。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 依頼した業務が完了した都度、電子媒体等のデータはすべて消去する。 委託先が廃棄する場合、委託先に報告書の提出を求め、確実に廃棄されたことを確認する。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 秘密の保持 収集の制限 目的外利用及び提供の禁止 適正管理 持ち出し及び複写等の禁止 資料等の返還・廃棄等 再委託の取扱い 調査及び指示 従業者（退職者含む）への周知 事故発生時における報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報の取扱いに関する特記事項」の規定に基づき、再委託先にも個人情報保護措置を講じている。 原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に委託先から提出された書面を確認の上、再委託を承認する。 委託先から報告があった場合はその都度確認し、改善の必要がある場合には改善の指示を行う。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおける国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第10号等に基づき、特定個人情報（所得税申告書等データ）の提供を行う。 ・提供を行う際には、番号法19条第10号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存する等の措置を講じる。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、関係職員に規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムのサーバ機器等は入退室管理されたサーバ室に設置し監視する。 ・電子記録媒体の保管場所は施錠管理を行う。 ・税務システムを利用する端末はワイヤーロックにより盗難防止を図る。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システムににおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務端末はウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新する。 ・税務システムで利用するネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワークを利用する。 ・税務システムを利用する端末はハードディスクを暗号化している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生あり]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月、委託先業者が県事業の案内メールをBCCを利用せず送信したことによりメールアドレス297件が流出した。 ・令和5年9月、指定管理者のPCが不正アクセスされ、当該施設の利用者等の要配慮個人情報・特定個人情報を含む1,212件の個人情報が流出した。 ・令和5年10月、県が所持する要配慮個人情報を含む公文書を20件紛失した。 ・令和5年10月、県発注の委託業務にかかる再委託先の作業従事者により、事業用建築物に関する所有者約2,000件の個人情報が不正流出した。 ・令和5年12月、障害者手帳におけるマイナンバーの紐づけ誤りが1件判明し、要配慮個人情報が別人のマイナポータル上で閲覧可能な状態となっていた。 ・令和6年10月、保健所より送付した郵便の添付文書誤りにより要配慮個人情報が流出した。 	
<p>再発防止策の内容</p>	<p>事案が発生するごとに、全職員に対し情報共有と注意喚起を行うとともに、職員の危機管理意識の向上やコンプライアンスの日常化の取り組みの中で、その再発防止に努めている。</p> <p>また、外部へメールを送信する際は複数でチェックを行うこと、インターネット使用時に不審な表示があった場合は外部との接続を切断すること、個人情報を含む情報管理について研修を行うこと、公文書は簿冊から抜き出さず閲覧またはコピーで対応すること、マイナンバーに関する申請内容が正しいものかチェックする確認欄を申請様式に設けること、郵送前に添付書類を含めた全ての文書を複数でチェックすること等を指導・周知した。</p>	
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>死者の特定個人情報は生存者の特定個人情報と分けて保管していないため、生存者の特定個人情報と同様の安全管理措置を講じる。</p>	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・申告書等が提出される都度、システムに登録されている特定個人情報と内容の確認を行い、必要に応じて特定個人情報を最新の状態に更新する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間が経過し、不要となった特定個人情報は電子データについてはシステムにより削除する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><本県における措置> ・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 ・評価書の記載内容どおり運用できているか、年1回以上、各使用者がチェックリストにより自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><本県における措置> 特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、年1回チェックリストにより定期的に監査する。 監査の方法は、税務企画課職員による監査とする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><本県における措置> ・税務職員研修、各種会議等において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修、指導を行う。 ・違反行為を行ったものに対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲戒処分の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><本県における措置> ウイルス感染等による情報漏洩のリスクが発生した場合には、各利用者は税務システムの運用担当である税務企画課電算班へ連絡し、税務企画課電算班の担当者は当該状況について確認し、他の県税事務所等へ連絡網により連絡する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	514-8570 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口 電話:059-224-2073
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 複写する場合はA3までは白黒1枚10円、カラー1枚40円の費用が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	<個人情報取扱事務登録簿> 個人事業税の課税事務、不動産取得税の課税事務、自動車税環境性能割・種別割の課税事務、軽油引取税の課税事務、鉱区税の課税事務、狩猟税の課税事務、産業廃棄物税の課税事務、課税調査事務、不動産取得税の家屋評価事務、県税滞納整理事務、県税の還付事務、県税の口座振替事務、県税の収納管理事務
公表場所	三重県のホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	514-8570 津市広明町13番地 三重県総務部税務企画課電算班 電話:059-224-2397
②対応方法	問い合わせへの対応について記録を残すとともに関係法令等に照らし適切に対処する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント
②実施日・期間	令和6年12月27日から令和7年1月28日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年5月13日
②方法	三重県情報公開・個人情報保護審査会による第三者点検を実施
③結果	特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性や妥当性を点検し審査した結果、全項目評価書の内容は適当なものであると認められた。また、今後も特定個人情報保護について、社会情勢の変化や技術の進歩に応じたリスク対策等の見直しを継続的に実施し、引き続き適正な管理運用に努められるよう要請をうけた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月14日	評価実施機関名	三重県	三重県知事	事後	重要な変更にあたらない (記載内容修正)
平成30年12月27日	I-2 システム1 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他(中間サーバー)	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他(中間サーバー)	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年12月27日	I-6-②法令上の根拠	番号法第19条の7別表第二の28項 番号法別表第二の主務省令で定める命令第21条	番号法第19条第7号 別表第二の28項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	事後	重要な変更にあたらない (記載内容修正)
平成30年12月27日	II-3-②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他(住民基本台帳ネットワーク、国税連携システム(eLTAX))	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他(住民基本台帳ネットワーク、国税連携システム(eLTAX))	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年12月27日	II-5-①法令上の根拠	番号法第19条第8項	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年12月27日	III-5 リスク1 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおける国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第8号等に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・提供を行う際には、番号法19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存する等の措置を講じる。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおける国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第9号等に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・提供を行う際には、番号法19条第9号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存する等の措置を講じる。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅲ-5 リスク1 ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報が入り漏れした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報が入り漏れした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
平成30年12月27日	Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
平成30年12月27日	Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	事後	重要な変更当たらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅲ-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	<p>番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、関係職員に規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、関係職員に規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅲ-7 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大な事故が発生したか その内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月30日、健康福祉部からユニバーサルデザインアドバイザー等に対しメールを送信した際、誤って1,066人分の個人情報に記載された電子ファイルを添付して送信した。 平成25年5月21日、ホームページにおいて公表している650社の産業廃棄物適正管理計画書に、事業者の担当者氏名及びメールアドレスを含んでいるのがわかったため、計画書の閲覧を中止し、該当部分を非開示として公表した。 平成25年9月20日、イベントへの参加企業を募集するため、県内企業の担当者等461名に対しメールを送信した際、誤ってメール送信先の企業名、部署名、担当者名、メールアドレスを記載したファイルを添付して送信した。 平成26年7月22日、研修会の開催案内を個人、民間企業、大学など研修参加者287者に対してメールを送信した際、誤って送信先のアドレスを表示しない機能を設定せずに送信した。 平成26年10月18日、講座の案内をメディア179名に対してメールを送信した際、誤って送信先のアドレスを表示しない機能を設定せず送信したことから、社名、所属、氏名を表示したまま送信した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月、県事業の受託者に誤って別事業で扱う個人情報700人分を誤提供した。 平成30年7月、所属長の許可なく個人情報4,551人分の入ったUSBを自宅に持ち帰った際、車上荒らしにあい盗まれた。 平成30年7月、自宅に持ち帰った個人情報1,561人分が含まれた公文書を紛失。 	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年12月27日	Ⅲ-7 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大な事故が発生したか 再発防止策の内容	<p>事案が発生するごとに、全職員に対し情報共有と注意喚起を行うとともに、職員の危機管理意識の向上やコンプライアンスの日常化の取り組みの中で、その再発防止に努めている。</p> <p>また、平成26年11月には、インターネットメールアドレス等の流出防止のため、インターネットメールの送信については、送信先のアドレスを表示しない機能を使って送信することを原則とし、諸規程の改訂を行った。</p>	<p>事案が発生するごとに、全職員に対し情報共有と注意喚起を行うとともに、職員の危機管理意識の向上やコンプライアンスの日常化の取り組みの中で、その再発防止に努めている。</p> <p>また、個人情報の外部への持ち出しに当たっての所属長の許可を徹底するとともに、個人情報の適正な管理について改めて周知徹底を図った。</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I-1 ②事務の内容	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者、特別徴収義務者等のあて名情報の特定や突合を行う納税者管理情報 ・納税者、特別徴収義務者等からの申告及び届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、軽油引取税、鉱区税、自動車取得税・自動車税) ・課税業務に対応する収納業務 ・滞納者に対する滞納整理業務 	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者、特別徴収義務者等のあて名情報の特定や突合を行う納税者管理情報 ・納税者、特別徴収義務者等からの申告及び届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、軽油引取税、鉱区税、自動車税環境性能割・種別割) ・課税業務に対応する収納業務 ・滞納者に対する滞納整理業務 	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I-2 システム2 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データ(以下、「所得税申告書等データ」という。)の送付が国から地方団体へ開始された。 ・国税庁にe-TAXまたは書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じて送付される。 ・国税連携システムの主な機能は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2. 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データ(以下、「所得税申告書等データ」という。)の送付が国から地方団体へ開始された。 ・国税庁にe-TAXまたは書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じて送付される。 ・国税連携システムの主な機能は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2. 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 	事後	重要な変更にあたらない (記載内容修正)
令和2年3月31日	I-5 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号)第16条及び第72条	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和2年3月31日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	重要な変更にあたらない (記載内容修正)
令和2年3月31日	II-4 委託事項2	自動車税納税通知書等の印刷及び封入封緘業務 自動車税、個人事業税、県税の還付充当等の通知書等の印刷、封入封緘を行う(略)	削除	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅱ-6 ③消去方法	<p><本県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システム内のデータについては、委託業者に対し、連絡票により削除を依頼し、削除作業後、連絡票による報告で確認する。 ・自動車税納税通知書等の印刷及び封入封緘業務に関しては、作業終了後、削除する内容の契約となっている。 ・申告書等の紙媒体については保管期間が経過したものについてシュレッダー処理している。(略) 	<p><本県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システム内のデータについては、委託業者に対し、連絡票により削除を依頼し、削除作業後、連絡票による報告で確認する。(削除) ・申告書等の紙媒体については保管期間が経過したものについてシュレッダー処理している。(略) 	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和2年3月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<自動車取得税・自動車税>	<自動車税環境性能割・種別割> 記録項目追加	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和2年3月31日	Ⅲ-5 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおける国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第9号等に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・提供を行う際には、番号法19条第9号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存する等の措置を講じる。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおける国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第9号等に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・提供を行う際には、番号法19条第9号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存する等の措置を講じる。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和2年3月31日	Ⅲ-7 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大な事故が発生したか その内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月、県事業の受託者に誤って別事業で扱う個人情報700人分を誤提供した。 ・平成30年7月、所属長の許可なく個人情報4,551人分の入ったUSBを自宅に持ち帰った際、車上荒らしにあい盗まれた。 ・平成30年7月、自宅に持ち帰った個人情報1,561人分が含まれた公文書を紛失。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月、県事業の受託者に誤って別事業で扱う個人情報700人分を誤提供した。 ・平成30年7月、自宅に持ち帰った個人情報1,561人分が含まれた公文書を紛失。 	事後	重要な変更にあたらない (記載内容修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	IV-1. ②監査 具体的な内容	<p><本県における措置> 特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、年1回チェックリストにより定期的に監査する。 監査の方法は、県税事務所間での相互監査とする。 (略)</p>	<p><本県における措置> 特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、年1回チェックリストにより定期的に監査する。 監査の方法は、税務企画課職員による監査とする。 (略)</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和2年3月31日	V-1 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	<p><個人情報取扱事務登録簿> 個人事業税の課税事務、不動産取得税の課税事務、自動車税・自動車取得税の課税事務、軽油引取税の課税事務、鈹区税の課税事務、狩猟税の課税事務、産業廃棄物税の課税事務、課税調査事務、不動産取得税の家屋評価事務、県税滞納整理事務、県税の還付事務、県税の口座振替事務、県税の収納管理事務</p>	<p><個人情報取扱事務登録簿> 個人事業税の課税事務、不動産取得税の課税事務、自動車税環境性能割・種別割の課税事務、軽油引取税の課税事務、鈹区税の課税事務、狩猟税の課税事務、産業廃棄物税の課税事務、課税調査事務、不動産取得税の家屋評価事務、県税滞納整理事務、県税の還付事務、県税の口座振替事務、県税の収納管理事務</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	I-2 システム1 ②システムの機能	<p>・税務システムは、地方税法等に基づき、県税の賦課徴収に関する電算処理を行う税務基幹システムで、以下の構成となっている。 1. 課税サブシステム 県税の課税、減免等(個人県民税の課税を除く)に関する機能 2. 収納管理サブシステム 納付納入された県税の徴収金、還付、充当の管理及び納税証明に関する機能 3. 滞納整理サブシステム 滞納となった事案についての督促、催告、処分情報の管理に関する機能 4. あて名管理サブシステム 名寄せした納税者の管理に関する機能 5. 外部連携 国税連携システム等他のシステム等との連携を電子記録媒体を介して行う機能。</p>	<p>・税務システムは、地方税法等に基づき、県税の賦課徴収に関する電算処理を行う税務基幹システムで、以下の構成となっている。 1. 課税サブシステム 県税の課税、減免等(個人県民税、地方消費税の課税を除く)に関する機能 2. 収納管理サブシステム 納付納入された県税の徴収金、還付、充当の管理及び納税証明に関する機能 3. 滞納整理サブシステム 滞納となった事案についての督促、催告、処分情報の管理に関する機能 4. あて名管理サブシステム 名寄せした納税者の管理に関する機能 5. 外部連携 国税連携システム等他のシステム等との連携を電子記録媒体を介して行う機能。</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	I-2 システム1 ③他システムとの接続	<p>[○]情報提供ネットワークシステム [○]宛名システム等 [○]その他(中間サーバー)</p>	<p>[]情報提供ネットワークシステム []宛名システム等 []その他(中間サーバー)</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I-2 システム2 ③他システムとの接続	[○] 税務システム	[] 税務システム	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	I-5 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号)第16条及び第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表の24の項及び133の項	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	I (別添1) 事務の内容	「納税通知書の送付」 (特定個人情報の流れ): 実線 「税務システムと国税連携システム間の矢印」 (特定個人情報の流れ): 実線 「税務システムと中間サーバー間の矢印」 (特定個人情報の流れ): 実線 「税務システムと統合宛名システム間の矢印」 (特定個人情報の流れ): 実線(相互の矢印) 「税務システムと住民基本台帳ネットワークシステム間の矢印」 (特定個人情報の流れ): 実線 「税務システムと委託先間の矢印及び委託先」 (特定個人情報の流れ): 実線	「納税通知書の送付」 (業務の流れ): 点線 「税務システムと中間サーバー間の矢印」 直接のデータ連携はないため削除 「税務システムと統合宛名システム間の矢印」 (特定個人情報の流れ): 実線 (照会と回答の矢印を別々に設定) 「税務システムと住民基本台帳ネットワークシステム間の矢印」 回答の業務はないため削除(照会のみ実施) 「税務システムと委託先間の矢印及び委託先」 (業務の流れ): 点線 (委託先): 個人番号利用事務なし(維持管理上のみ)	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	II-2 ②対象となる本人の数	100万人以上1000万人未満	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	II-4 委託の有無※	2件	1件	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	II-4 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	100万人以上1000万人未満	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱ-4 委託事項1 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	その他(三重県の執務箇所に配置している専用 端末を使用する。)	その他(三重県の執務室内に配置している専用 端末を使用する。)	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅱ-4 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 三重支店	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅱ-6 ①保管場所	<p><本県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入退室には管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><本県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入退室には管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスは専用端末から行っており、IDとパスワード及びICカードとパスワードによる認証が必要となる。 ・USBメモリは執務室内での使用、保管とし、外部へ持ち出ししていない。持ち出す場合は所属長の許可が必要となる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>(※)クラウドサービスとは、インターネット経由でさまざまなサービスを提供する事業です。クラウドサービス事業者は、サーバーやストレージなどのハードウェアを提供しています。</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱ-6 ③消去方法	<p><本県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システム内のデータについては、委託業者に対し、連絡票により削除を依頼し、削除作業後、連絡票による報告で確認する。 ・申告書等の紙媒体については保管期間が経過したものについてシュレッダー処理している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 	<p><本県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システム内のデータについては、委託業者に対し、連絡票により削除を依頼し、削除作業後、連絡票による報告で確認する。 ・申告書等の紙媒体については保管期間が経過したものについてシュレッダー処理している。 ・USBメモリは処理後にデータを削除し、使用データを残さない。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりハードウェアを交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているハードウェアを物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ-2 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1. 本人または本人代理人からの入手 法令等の規定(手続き・様式等)に基づいて、対象者本人から提出を受ける。 2. 他機関からの入手 ・書面等による入手の場合は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をうける。 ・国税連携システムによる入手の場合は、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようシステムで制御する。 ・住基ネットによる入手の場合はシステム専用端末において、IDパスワードにより入手可能な職員を制限する。	1. 本人または本人代理人からの入手 法令等の規定(手続き・様式等)に基づいて、対象者本人から提出を受ける。 2. 他機関からの入手 ・書面等による入手の場合は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をうける。 ・国税連携システムによる入手の場合は、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようシステムで制御する。 ・住基ネットによる入手の場合はシステム専用端末において、IDパスワード及び生体認証により入手可能な職員を制限する。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅲ-2 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・国税連携システムによる入手する場合は、行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手する場合は、システム専用端末においてIDパスワードによる認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。	・国税連携システムによる入手する場合は、行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手する場合は、システム専用端末においてIDパスワード及び生体認証による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅲ-3 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・税務システムの利用者(※)ごとに暗証番号を割り当て、システムへログインする際は暗証番号による認証を行う。なお、業務により権限が異なるため利用者ごとにアクセス可能な情報を制限する。 (※)税務企画課・税収確保課・各県税事務所・自動車税事務所の職員及び嘱託員、委託先の従事者	・税務システムの利用者(※)ごとに暗証番号を割り当て、システムへログインする際は暗証番号による認証を行う。なお、業務により権限が異なるため利用者ごとにアクセス可能な情報を制限する。 (※)税務企画課・税収確保課・各県税事務所・自動車税事務所の職員及び税務業務支援員、委託先の従事者	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1. 発効管理 税務システムの暗証番号については、年度ごとに職員及び嘱託員分の暗証番号を生成し、県税事務所等の情報セキュリティ管理者が業務ごとのIDと暗証番号を割り当てるとともに税務企画課への結果報告を行っている。年度の途中で暗証番号を割り当てるときは生成済で未使用の暗証番号を使用する。 2. 失効管理 ・税務システムの暗証番号について、年度末に当該年度使用していた全暗証番号の失効処理を行う。また、年度途中で不要となった暗証番号について、その都度失効処理を行う。	1. 発効管理 税務システムの暗証番号については、年度ごとに職員及び税務業務支援員分の暗証番号を生成し、県税事務所等の情報セキュリティ管理者が業務ごとのIDと暗証番号を割り当てるとともに税務企画課への結果報告を行っている。年度の途中で暗証番号を割り当てるときは生成済で未使用の暗証番号を使用する。 2. 失効管理 ・税務システムの暗証番号について、年度末に当該年度使用していた全暗証番号の失効処理を行う。また、年度途中で不要となった暗証番号について、その都度失効処理を行う。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	税務システムで使用する端末は専用端末であり、端末にログインする際は、ID、パスワードが必要になる。	税務システムで使用する端末は専用端末であり、端末にログインする際は、ID、パスワード及びICカードが必要になる。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール順守の確認方法	・委託先が業務により知り得た情報を目的外利用すること及び第三者に提供することを禁止する。なお、契約終了後も同様とする。 ・年1回、職員が実施する監査により確認を行う。 ・委託先からの報告があった場合はその都度確認を行う。	・「個人情報の取扱いに関する特記事項」により運用する。 ・委託先が業務により知り得た情報を目的外利用すること及び第三者に提供することを禁止する。なお、契約終了後も同様とする。 ・委託先からの報告があった場合はその都度確認を行う。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール順守の確認方法	・税務システムを利用した特定個人情報ファイルを取り扱う作業を依頼する際は書面にて作業依頼を行う。 ・委託先は特定個人情報を施錠及び入退室管理が可能な場所に保管する。 ・委託先の特定個人情報の取扱いについて、職員が年1回監査する。	・委託契約「仕様書」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」により運用する。 ・税務システムを利用した特定個人情報ファイルを取り扱う作業を依頼する際は書面にて作業依頼を行う。 ・委託先は特定個人情報を施錠及び入退室管理が可能な場所に保管する。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に委託先から提出された書面を確認の上、再委託を承認する。 ・再委託先は委託先が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。 ・再委託先における取扱状況等について、年1回、職員が監査を実施し、改善の必要がある場合には改善の指示を行う。 ・委託先から報告があった場合はその都度確認し、改善の必要がある場合には改善の指示を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の取扱いに関する特記事項」の規定に基づき、再委託先にも個人情報保護措置を講じている。 ・原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に委託先から提出された書面を確認の上、再委託を承認する。 ・委託先から報告があった場合はその都度確認し、改善の必要がある場合には改善の指示を行う。 	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅲ-5 リスク1:不正な提供・移転が 行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおける国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第9号等に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・提供を行う際には、番号法19条第9号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存する等の措置を講じる。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおける国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第10号等に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・提供を行う際には、番号法19条第10号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存する等の措置を講じる。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ-6 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、関係職員に規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、関係職員に規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ-6 リスク4: 入手の際に特定個人情報 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (変更なしのため省略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (変更なしのため省略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステム との接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (変更なしのため省略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (変更なしのため省略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	III-7 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>< 税務システムにおける措置 > (変更なしのため省略)</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>< 税務システムにおける措置 > (変更なしのため省略)</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <p>中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ-7 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>< 税務システムににおける措置 > (変更なしのため省略)</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	<p>< 税務システムににおける措置 > (変更なしのため省)</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月、県事業の受託者に誤って別事業で扱う個人情報700人分を誤提供した。 平成30年7月、自宅に持ち帰った個人情報1,561人分が含まれた公文書を紛失。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年7月、委託先業者が県事業の案内メールをBCCを利用せず送信したことによりメールアドレス297件が流出した。 令和5年9月、指定管理者のPCが不正アクセスされ、当該施設の利用者等の要配慮個人情報・特定個人情報を含む1,212件の個人情報が流出した。 令和5年10月、県が所持する要配慮個人情報を含む公文書を20件紛失した。 令和5年10月、県発注の委託業務にかかる再委託先の作業従事者により、事業用建築物に関する所有者約2,000件の個人情報が不正流出した。 令和5年12月、障害者手帳におけるマイナンバーの紐づけ誤りが1件判明し、要配慮個人情報が別人のマイナポータル上で閲覧可能な状態となっていた。 令和6年10月、保健所より送付した郵便の添付文書誤りにより要配慮個人情報が流出した。 	事後	重要な変更当たらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	事案が発生するごとに、全職員に対し情報共有と注意喚起を行うとともに、職員の危機管理意識の向上やコンプライアンスの日常化の取り組みの中で、その再発防止に努めている。 また、個人情報の外部への持ち出しに当たっての所属長の許可を徹底するとともに、個人情報の適正な管理について改めて周知徹底を図った。	事案が発生するごとに、全職員に対し情報共有と注意喚起を行うとともに、職員の危機管理意識の向上やコンプライアンスの日常化の取り組みの中で、その再発防止に努めている。 また、外部へメールを送信する際は複数でチェックを行うこと、インターネット使用時に不審な表示があった場合は外部との接続を切断すること、個人情報を含む情報管理について研修を行うこと、公文書は簿冊から抜き出さず閲覧またはコピーで対応すること、マイナンバーに関する申請内容が正しいものかチェックする確認欄を申請様式に設けること、郵送前に添付書類を含めた全ての文書を複数でチェックすること等を指導・周知した。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	<本県における措置> (変更なしのため省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	<本県における措置> (変更なしのため省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年6月6日	Ⅳ-3 その他のリスク対策	<本県における措置> (変更なしのため省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<本県における措置> (変更なしのため省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	V-1 ③手数料等	手数料額、納付方法:複写する場合はA3までは1枚10円の費用が必要	手数料額、納付方法:複写する場合はA3までは白黒1枚10円、カラー1枚40円の費用が必要	事後	重要な変更に当たらない (時点修正)